

緊急事態宣言等による生活衛生業の 影響に関する意見・要望（緊急要請）

令和3年4月23日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 大森利夫

◇ 全国生活衛生同業組合中央会の構成団体（生活衛生同業組合連合会 16業種）

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会

緊急事態宣言等による生活衛生業の影響に関する意見・要望（緊急要請）

令和3年4月23日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

日頃、新型コロナウイルス感染症の拡大に困惑する生活衛生業界へのご指導、ご支援を賜っておりますことに感謝、御礼を申し上げます。

生活衛生業界は、これまでの緊急事態宣言、まん延防止等重点措置によって多くの事業主が疲弊していることはご承知のとおりです。

今般、緊急事態宣言の発令によって、飲食店、映画館等が休業、時間短縮営業となった場合には、緊急事態宣言発令以外の地域の店舗・施設に移動する人流が増加することが見込まれ、感染拡大を誘発することが想像されます。

また、緊急事態宣言発令地域の生活衛生業は益々大きな影響を受け、廃業を決意する事業主がさらに増加することが予想されますので、更なる支援策（売上減少の補填等）を講じていただくようお願い申し上げます。

また、不要不急の外出・移動自粛による影響を受けて売上が減少した事業主に対しての支援もお願いいたします。

生活衛生業界は、昨年、業種別ガイドラインを策定して以来、真摯にその実践に取り組むとともに、店舗・施設に対する巡回指導も継続して実施しています。

飲食店等が感染の場となる事例はあるとしても、店舗側の対策不足が感染の原因なのか、お客様のモラルの欠如が原因なのか、明確にしていただき、感染原因を解消していくことが重要です（このままでは、飲食店悪者説が再燃します。）。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の実施に際しては、次の事項について改善・対応いただくよう重ねてお願ひいたします。

1. 売上減少等への支援金の支給

昨年の緊急事態宣言発令時と同様に、持続化給付金のような支援や家賃支援、雇用調整助成金の拡充等の支援策を実施してください。

2. 給付金、協力金の支給が遅い

既に様々な給付金、協力金等が支給されることとなっていますが、申請したもののが事業主の手元に給付されていない事例が相当数あるため、支援事業主体に対して、早急に事務処理するとともに、事業主が予定し易いように支給時期を明確化するよう指導してください。

3. 一時支援金の審査精度の平準化

一時支援金については、事前登録確認機関・申請審査機関の担当者の対応が不適切（受付・審査の担当者が申請者に十分教示できないなど、担当者によって申請案件の可否判断が異なる）等の状況が報告されていますので改善してください。

（実施中の「一時支援金」の申請期限（5月末）は延長が必要）

4. アクリル板、CO²センサーの取扱い

パーティションは、アクリル素材に限定されていないものの、報道等によって「アクリル板」、「CO²センサー」の整備が必須であるように事業主が受け止め、高額かつ品不足のアクリル板、CO²センサーを求める事となっているため、適切な情報を提供するよう指導してください。

また、これらの機材等の購入費を支給してください（持続化補助金はハードルが高く、小規模事業主は利用できないのが実態）。

以上、支援金（協力金、一時支援金）等は業種や事業規模等によって影響が異なるため、支給金額は一律とせず、前年・前々年の所得等と比較するなどして、事業主間で不公平が生じないよう配慮してください。

また、支援金の申請・給付に際しての事務手続きを簡素化するとともに、パソコン等のIT機器に不慣れな事業主に対しても十分に配慮するよう強く求めます。